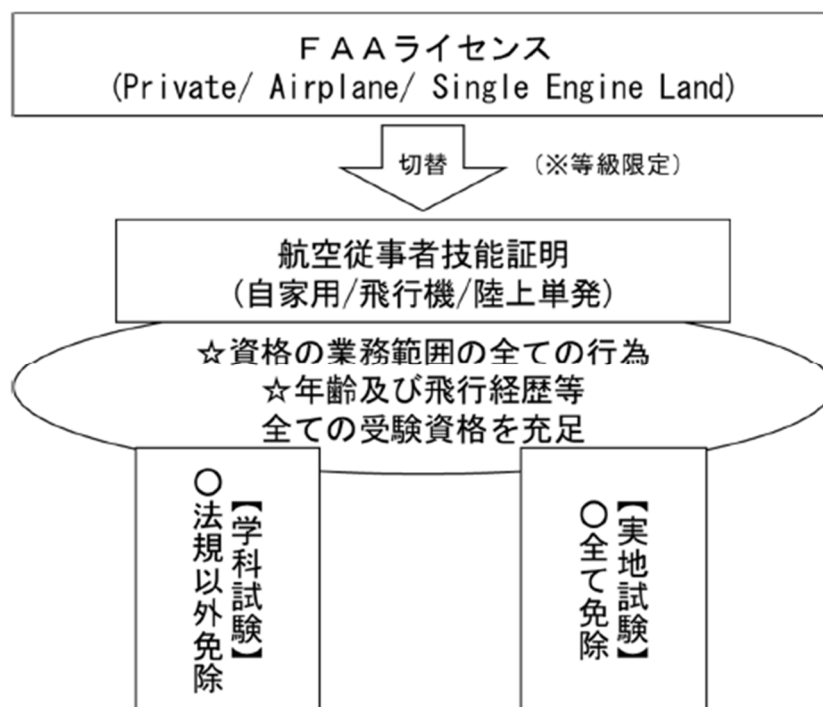


【IX. 外国政府の発行したライセンスの切替手続について】

I C A O（国際民間航空条約）締約国である外国政府が発行した資格証書（ライセンス）については、申請に係る資格の業務範囲の全ての行為（限定事項を含む。）について有効と認められ、かつ、航空法施行規則第43条及び別表第二（年齢及び飛行経歴等）に規定する受験資格を充足する場合に限り、学科試験及び実地試験を一部又は全部を免除し、日本の技能証明への切り替えを行っています。

例としては、型式限定を必要としない場合の「自家用操縦士」技能証明の申請にあつては、学科試験は「法規」以外の科目が免除され、実地試験は全部が免除されます。



また、操縦士に係る技能証明の限定変更の申請にあつては、「型式限定」を必要としない場合に限り実地試験の全部が免除されます。

なお、「限定事項」については、外国ライセンスを取得するために、外国で実地試験を受験したときの使用機材に基づき、日本での等級が限定されます。（使用機材はログブックにより確認します。）

日本の基準で「型式限定」が必要となる機材で、外国での実地試験を受けている場合、日本の技能証明を「等級限定」のみで切り替え申請する場合には、日本での実地試験は全部免除されますが、「型式限定」を必要として切り替え申請をする場合には、実地試験の一部を実施しなければなりません。

切り替える資格により、実施する主な試験は次のとおりとなっています。

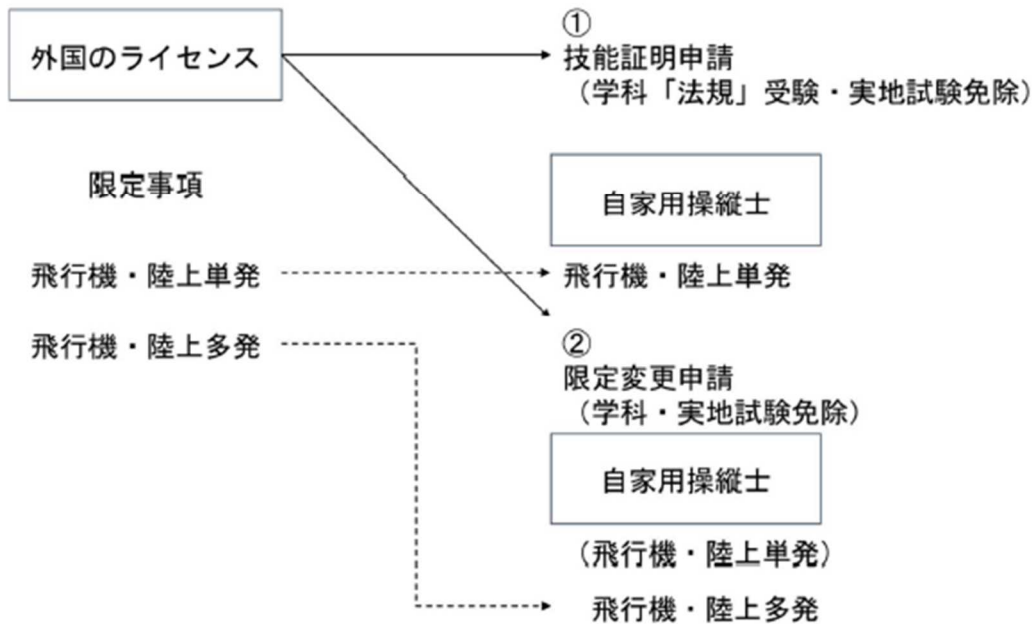
申請の資格等	実施する試験
定期運送用操縦士	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
准定期運送用操縦士	同上
事業用操縦士	同上
自家用操縦士	日本語または英語による国内航空法規（型式限定を必要となるものに限り、実地試験の一部）
一等航空士 二等航空士	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
航空機関士	同上
一等航空整備士 二等航空整備士 一等航空運航整備士 二等航空運航整備士	同上
航空工場整備士	同上
技能証明の限定変更	型式限定を必要とするものに限り、実地試験の一部 多発等級限定の場合であって、国土交通大臣の行った計器飛行証明を有しており、外国証書の計器飛行証明に制限が付されている場合には、実地試験の一部
計器飛行証明	日本語または英語による計器飛行一般及び実地試験の一部
運航管理者	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
操縦教育証明	日本語または英語による操縦教育一般及び実地試験の一部

【注意事項】

複数機の限定付きの外国のライセンスを持っており、これを日本の技能証明書に切り替えるときは、まず技能証明申請を行い、技能証明書の交付を受ける必要があります。当該技能証明書の交付を受けてから、限定変更の申請を行えば、複数の限定を得ることができます。

※技能証明の申請及び限定変更の申請の2回の申請が必要となります。

(例) 自家用操縦士の場合



【各資格に係る問い合わせ先及び申請先】

切り替えに関する詳しいお問い合わせや具体的な申請先につきましては、次の窓口となっております。切り替え申請を行う際は、お手数ですが、各資格の窓口をご確認いただき、申請前にご相談下さい。

★次の資格に係る問い合わせ先及び申請先

- 「定期運送用操縦士」
- 「一等航空整備士(飛行機)」
- 「一等航空運航整備士(飛行機)」
- 「航空英語能力証明」

航空局 安全部 安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2の1の3 霞ヶ関合同庁舎第3号館

電話番号 03-5253-8111 (代表)

「定期運送用操縦士」については乗員資格係(内線 50316)へ

「一等航空整備士(飛行機)」・「一等航空運航整備士(飛行機)」については、乗員政策室へ
学科試験の場合は内線(内線 50305)、実地試験の場合は(内線 50357)へ

「航空英語能力証明」については、航空英語証明係(内線 50115)へ

★上記以外の資格に係る問い合わせ先及び申請先

「自家用操縦士」、「事業用操縦士」、
「一等航空整備士(回転翼)」、「一等航空運航整備士(回転翼)」、
「二等航空整備士」、「二等航空運航整備士」、
「計器飛行証明」

東京航空局（管轄範囲：新潟県、長野県、静岡県から以東）

東京航空局保安部運航課検査乗員係

Tel03-5275-9321（内線 7912、7913）

〒102-0074 東京都千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎

大阪航空局（管轄範囲：富山県、岐阜県、愛知県の以西）

大阪航空局保安部運航課検査乗員係

Tel06-6937-2781

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3の1の41 大手前合同庁舎